

## 岐阜県内企業の高年齢者雇用状況

岐阜労働局は、岐阜県内企業の令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表しました。

今回の集計結果は、岐阜県内の企業（従業員21人以上の企業4,027社）からの報告に基づき、高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

65歳定年制について、厚生労働省の調査では、大企業は2割弱の企業が導入しています。また、中小企業においても、少子高齢化や人手不足も背景にあり、少しずつ広がりが見られます。当所でも定年引き上げに伴って賃金をどうするか等、ご相談を受ける機会がととも増えています。

### 【集計結果】

#### ◇集計対象

岐阜県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業4,027社  
 中小企業（21人～300人規模：3,839社）  
 大企業（301人以上規模：188社）

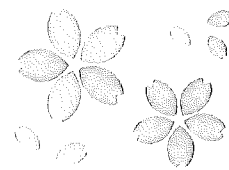
#### ◇集計結果のポイント

従業員21人以上の調査対象4,027社のうち

- ①65歳以上の定年企業は1,259社（全体の31.3%）  
 「定年制の廃止」は165社（4.1%）  
 「66歳以上定年」は184社（4.6%）  
 「65歳定年」は910社（22.6%）

②66歳以上まで働ける制度のある企業は1,909社（全体の47.4%（割合全国6位））

③70歳以上まで働ける制度のある企業は1,839社（全体の45.7%（割合全国6位））



「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」（高年齢者雇用確保措置）のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高年齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるように努めることを義務付けています。

## 令和5年度 4月より雇用保険料率の変更

令和4年度の雇用保険料率は、昨年4月と10月に2回変更となりましたが、令和5年度については、今年4月1日より変更となります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

### 【令和5年度の雇用保険料率（下線は変更部分）】

○令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	3.5/1,000	<u>15.5/1,000</u>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業		<u>7/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	3.5/1,000	<u>17.5/1,000</u>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<u>7/1,000</u>	<u>11.5/1,000</u>	4.5/1,000	<u>18.5/1,000</u>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

## 事務所人事のご報告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます

さて このたび 弊所では下記の通り2月12日付けにて管理職員の昇進・昇格人事を行いました  
 何卒ご高承のうえ より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます  
 まずは略儀ながら書中をもってご報告申し上げます

敬具

令和5年2月吉日

ヒライ労働コンサルタント

代表 平井繁利

記

相談役 青山直希（前次長）

次長 右近弘子（前主任）

☆ 令和5年度の協会けんぽの健康保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。

岐阜支部の場合、健康保険料率は（旧）98.2/1000から（新）98/1000へ、介護保険料率は（旧）16.4/1000から（新）18.2/1000へ変更となります。なお、健康保険料率は都道府県ごと支部別に異なります。  
 鉛筆子